

海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月9日

海田町長 竹野内 啓佑

## 海田町条例第29号

### 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和62年海田町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「101円」を「108円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行日前に搬入があった一般廃棄物に係る処理手数料については、この条例による改正後の海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。